

(第1条関係)

仕様書

1 委託業務名

福山市集団健康診査（巡回型）業務

2 業務場所

福山市が指定する場所（別紙1のとおり）

3 健診日程

別紙1のとおり

4 委託期間

契約日から2027年（令和9年）3月31日まで

5 委託内容

業務は次の健康診査業務（以下「健診業務」という。）のとおりとし、「福山市がん検診業務実施要領」、「福山市肝炎ウイルス検診実施要領」、「福山市結核定期健康診断業務実施要領」、「福山市特定健康診査業務実施要綱」、及び「福山市後期高齢者健康診査業務実施要領」に基づいて実施するものとする。

（健診業務内容）

- （1）胃がん検診（胃部エックス線撮影）
- （2）肺がん検診（胸部エックス線撮影、喀痰細胞診）
- （3）子宮頸がん検診
- （4）乳がん検診（マンモグラフィ検査）
- （5）大腸がん検診（免疫便潜血検査2日法）
- （6）肝炎ウイルス検診（健康増進事業）
- （7）結核定期健康診断
- （8）特定健康診査
- （9）後期高齢者健康診査
- （10）予約者の日程調整及び各種書類発送業務
- （11）会場設営等業務

6 健診業務に係る事務等

- （1）予約者の日程調整及び各種書類発送業務

5(10)の業務は次のとおりとする。

ア 予約者のリストの作成

(ア) 発注者は集団健診（巡回型）の予約者名簿を作成して、受注者に渡すものとする。

(イ) 受注者は前項で受領した予約者名簿をもとに集団健診（巡回型）予約者のリストを作成するものとする。

イ 診査票の送付

受注者は前条で作成した予約者リストをもとに、診査票を受診日の2週間前を目途として、受診者に送付するものとする。

ウ 日程変更の対応

受診日決定後、予約者から日程変更等の申し出があった場合、これに対応するものとする。

エ 結果票の送付

受注者は健診業務の結果票を、受診者に受診後1か月以内に送付するものとする。

(2) 会場設営等業務

5(11)の業務は次のとおりとする。

ア 受注者は集団健診（巡回型）会場の設営、撤去、駐車場の整理、受付、自己負担金の徴収、及び会場内における受診者の誘導等を行うものとする。ただし、会場及び駐車場の確保は発注者が行うものとする。

イ その他、集団健診（巡回型）の会場において必要な業務及び対応については、全て受注者が実施するものとする。

(3) 会場の定員等

発注者は各健診会場ごとの定員を設定するものとし、受注者は設定された定員を超える場合は発注者と協議するものとする。なお、協議の結果、別紙1に定める日程に変更が生じる場合は書面により発注者に提出するものとする。

7 健診業務にかかる費用等

(1) 費用の負担

健診業務実施に伴う備品及び消耗器材等諸経費は、受注者が負担するものとする。

(2) 受診者負担金

受注者は受診者負担金として受診者1人につき、別紙2に掲げる区分により、同表に掲げる金額（消費税等を含む。）を徴収するものとする。

8 業務実施管理について

(1) 業務責任者報告書の提出

受注者は、契約締結後10日以内に業務責任者報告書を提出するものとする。

(2) 業務委託完了通知書の提出

受注者は業務を完了したときは、業務実施月の翌月15日までに発注者に業務委託完了通知書により通知し、検査を受けるものとする。なお、健診結果は、紙媒体及び電子媒体で報告するものとする。ただし、特定健康診査業務については、実施要綱のとおり実施するものとする。

(3) 受注者は、集団健診（巡回型）に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間満了の日から5年間保存するものとする。

9 委託料の請求及び支払

(1) 業務委託料は、実施した業務に対して毎月支払うものとする。

(2) 受注者は、8（2）の規定による検査に合格したときは、請求書を業務実施月の翌々月23日までに発注者に提出しなければならない。ただし、特定健康診査業務については、実施要綱のとおり実施するものとする。

(3) 発注者は、前項の請求があったときは、請求書提出月の月末までに業務委託料を支払わなければならない。なお、発注者の都合により支払いが遅延する場合は、あらかじめ受注者の承認を得るものとする。

福山市がん検診等受診者負担金

受診者が負担する費用は、次に定める額とする。

(円)

検 診 種 別		区 分	集団健診（巡回型）
胃がん検診	（胃部エックス線撮影）	40～69歳	1,000
		70歳以上	300
	（胃部内視鏡検査）	40～69歳	—
		70歳以上	—
肺がん検診	（胸部エックス線撮影）	40～69歳	500
		70歳以上	200
	（喀痰細胞診）	40～69歳	500
		70歳以上	200
子宮頸がん検診		20～69歳	1,200
		70歳以上	300
乳がん検診		40～69歳	1,500
		70歳以上	500
大腸がん検診		40～69歳	500
		70歳以上	200
肝炎ウイルス検診（健康増進事業）		40～69歳	700
		70歳以上	300

ただし、次に定める人は、証明書等の提示により、費用負担を免除する。

- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する人
- ・福山市がん検診推進事業の対象者であって無料クーポン券を有する人